

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和七年度答申第五号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年十二月八日

広島県知事 横田美香

諮詢序：広島県知事（社会援護課）

諮詢日：令和6年5月29日

（令和6年度諮詢第2号）

答申日：令和7年11月7日

（令和7年度答申第5号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和4年3月18日付けで審査請求人から提起のあった、A市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事（社会援護課））の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和6年5月10日付け4審理第172号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和6年5月29日付け諮詢説明書

(1) 審査庁の考え方

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不當であるかについて

(1) 基本的事項

法第63条は、「要保護者に利用しうる資産等の資力があるにかかわらず、保護の

必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条（審査会注：法第4条を指す。）3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものである」（最高裁判所昭和42年（オ）第1245号同46年6月29日第三小法廷判決）と解されている。

本件処分は、審査請求人の前夫より支払われ、若しくは審査請求人の前夫の勤務先より取り立てた婚姻費用分担金の預り金から弁護士報酬等を精算した後の残金（a円）を弁護士から受け取った（以下「本件入金」という。）ことにより、審査請求人がその資力を現実に活用することができる状態になったとして、処分庁が、法第63条に基づき返還すべき額を決定したものである。

(2) 本件入金について

ア 資力の発生時点について

別冊問答集（審査会注：厚生労働省から「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）が示されており、これを基にした生活保護担当職員用の手引書として、別冊問答集が出されている。）問13－6の答(6)によると、「離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、法第63条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要がある。したがって、保護開始時において調停、審判、訴訟等が継続中の場合は、慰謝料請求権が確定した時点から資力が発生することとなるため、その時点以降収入認定をすれば足りることになる。」とされている。

本件入金は、審査請求人の前夫から審査請求人に対して、婚姻費用として支払われたものであるところ、処分庁は、審査請求人が本件入金を資力として保有を開始した時期について、別冊問答集問13－6の答(6)を根拠として、婚姻費用の請求権が客観的に確実性を有するのは調停成立日であることから、婚姻費用の資力発生日を調停成立日（審理員注：令和2年11月9日）と認めたものとしている（令和5年5月22日付け処分庁回答書6(2)）。

審査請求人と審査請求人の前夫との間の婚姻費用の分担については、令和2年11月9日に成立した調停（以下「本件調停」という。）により、審査請求人の審査請求人の前夫に対する婚姻費用の請求権が客観的に確実性を有するに至ったと認められる。

したがって、本件入金について、審査請求人が資力として保有を開始した時点、すなわち資力が発生した時点を、本件調停が成立した令和2年11月9日とした処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

イ 本件入金の資力の認定について

本件処分に係る保護決定調書5（法第63条返還額の決定）によると、処分庁は、

「収入金額」及び「資力認定額」をいずれも a 円としている。

この金額(a 円)は、預り金明細票の「合計」欄の最下段の金額、すなわち、当該明細票の「入金」欄記載の婚姻費用の合計額 b 円から「出金」欄記載の法テラス償還金、印紙税及び弁護士報酬の合計額 c 円を控除した金額であると認められる。また、このことからすると、処分庁は、法テラス償還金、印紙税及び弁護士報酬の合計額 c 円の全額を婚姻費用の合計額 b 円を得るための必要経費と認定していることが認められる。

収入を得るための費用は必要経費として認められており(生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。) 第8の3(2)イ(ウ))、本件処分において、法テラス償還金、印紙代及び弁護士報酬について、婚姻費用を得るための必要経費と認めること自体は妥当であるから、処分庁が、収入金額を資力認定額と同額(a 円)としたことは誤りであり、収入金額は、処分庁が認定した必要経費 c 円を控除する前の b 円が正しい。

また、次の事項からすると、処分庁が必要経費と認めた、法テラス償還金、印紙税及び弁護士報酬の合計額 c 円には、婚姻費用を得るための経費以外の経費、具体的には離婚等請求による損害賠償金(解決金)を得るための経費(印紙代 d 円及び弁護士報酬 e 円)が含まれていると認めざるを得ない。

- (ア) 預り金明細票の「出金」欄に計上されている印紙代 d 円及び弁護士報酬 e 円は、いずれも本件審査請求に係る令和3年11月30日付け婚費分担請求(調停)の終結決定書ではなく、別の手続である同日付け離婚等請求(本訴)に係る終結決定書の「■被援助者直接支払金」欄に記載されている報酬金 e 円及び印紙代 d 円と同額である。
- (イ) そして、当該離婚等請求(本訴)に係る終結決定書の「■その他決定事項」欄には、「申立の手数料(印紙代) d 円を被援助者負担とし、上記報酬金(e 円)とあわせて受任者は預り金より受領する。」こととされている。
- (ウ) 一方、預り金明細票の令和3年12月10日付けの欄には、印紙代 d 円、弁護士報酬 e 円のそれぞれについて、R2.11.30付法テラス決定書に基づき振替を行った旨が記載されているところ、この内容は前記(イ)の内容と整合している。なお、「R2.11.30付」との日付は単純ミスであり、正しくは「R3.11.30付」であると推認される。

よって、婚姻費用を得るための必要経費は、処分庁が認定した c 円は妥当ではなく、f 円(c 円-印紙代 d 円-弁護士報酬 e 円)であったと認められる。

以上のことから、審査請求人が保有を開始した資力として認定される額は、処分庁が認定した a 円は妥当ではなく、g 円(b 円- f 円)であったと認められる。

- (3) 保護に要した費用について

ア 本件処分においては、令和2年11月1日から令和4年2月28日までの期間が「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」であるとして、令和2年11月1日から令和3年5月31日までの医療扶助を除く「保護に要した費用」がh円であるとされている。

処分庁は、令和2年11月1日を始期としている理由について、支弁額が本件入金額で明らかに足ることから、本件処分における決定金額に影響がないものと判断し、支弁額計算を省略して取り扱ったものである」と説明しているが、当該説明は、独自の見解というほかなく、本件処分における資力発生日は、前記(2)アのとおり、本件調停が成立した令和2年11月9日であることから、「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」及び「保護に要した費用」の返還対象期間の始期は、いずれも令和2年11月1日ではなく、令和2年11月9日が正しい。

イ また、このことからすると、令和2年11月分として審査請求人に支給する生活扶助費及び住宅扶助費については日割計算すべきかどうかが問題となるが、返還金額内訳によると日割計算はされていない。この理由についても、処分庁は、前記(3)アのとおり説明しているが、令和2年11月1日から同月8日までの生活扶助費相当額や住宅扶助費相当額は、令和2年11月9日以降の期間に係る保護に要した費用に該当しないことは明らかであり、また、令和2年11月分の生活扶助や住宅扶助について、日割計算せず全額を返還対象とするべき根拠も認められないことからすると、処分庁が本件処分に当たり、令和2年11月分の生活扶助及び住宅扶助について、日割計算せず、11月分全額を「保護に要した費用」としたことは、妥当と認めることはできない。

生活扶助及び住宅扶助について、日割計算した後の令和2年11月9日から同月30日までの保護に要した費用は、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号各都道府県・各指定都市民生主管部（局）長あて厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）（問19及び答）の内容を踏まえて、返還金額内訳に記載されている令和2年11月分の金額を基に計算すると、生活扶助費i円（j円×22日÷30日）、住宅扶助費k円（l円×22日÷30日）となる。

ウ また、令和2年11月分から令和3年5月分までの各月の「保護に要した費用」は、返還金額内訳に記載されている金額と保護費算定書に記載されている金額は一致しており、かつ、当該金額について、ケース記録票上、矛盾する記載も見当たらないことから、返還金額内訳に記載されている金額のとおりであると認められる。

エ 以上のことから、令和2年11月1日から令和4年2月28日までの期間が「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」であるとして、令和2年11月1日から令和3年5月31日までの医療扶助を除く「保護に要した費用」がh円と記載されているのは妥当ではなく、「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」は令和2年11月9

日から令和4年2月28日までの期間であり、令和2年11月9日から令和3年5月31日までの医療扶助を除く「保護に要した費用」はm円(h 円-(j 円- i 円)-(1円- k 円))であったことが認められる。

なお、この「保護に要した費用」m円は、前記(2)イの資力認定額g円を下回る金額であるが、「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」の終期が令和4年2月28日であることからすると、医療扶助を除いたとしても、当該終期を迎えるまでの間に「保護に要した費用」が資力認定額g円を上回ることは明らかな事案であったと認められる。

(4) 本件処分における返還額の決定について

前記(3)エのとおり、令和2年11月9日から令和3年5月31日までの医療扶助を除く「保護に要した費用」は、m円であり、また、前記(2)イのとおり、資力認定額は、g円であるから、医療扶助を除く「保護に要した費用」の終期を令和3年5月31日とする本件処分における返還決定額は、処分庁が決定したa円は妥当ではなく、m円であったと認められる。

なお、前記(3)エのとおり、本件は、医療扶助を除いたとしても、当該終期を迎えるまでの間に「保護に要した費用」が資力認定額g円を上回ることは明らかであり、処分庁が返還決定額をg円とすることができる事案であったと認められる。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分について、その他諸々主張しているが、このことが、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものとは認められない。

(6) 以上のとおり、処分庁は、本件処分に係る資力認定に当たり、婚姻費用を得るために必要経費について、離婚等請求による損害賠償金(解決金)を得るために必要経費(印紙代d円及び弁護士報酬e円)を計上し、過大に認定した結果、本件処分における返還額を誤ったものと認められる。

しかしながら、一方で処分庁は、「婚姻費用分担金の預り金から「報酬金e円、印紙代d円」が弁護士により差し引かれて審査請求人に支払われている…」との理由で、印紙代d円及び弁護士報酬e円を離婚等請求による損害賠償金(解決金)を得るために必要経費としていないことから、婚姻費用及び離婚等請求による損害賠償金(解決金)を得るために必要経費の合計額に過不足はない。

したがって、処分庁は、審査請求人に対して、本件処分により過大に認定した必要経費相当額(n円(印紙代d円及び弁護士報酬e円))の保護費の過払いが生じることとなる一方、離婚等請求による損害賠償金(解決金)について全額を収入認定することにより、当該過大に認定した必要経費相当額の保護費の未払いが生じるため、これらの処分を一体的にみると、結果的に、保護費の支払について過不足は生じないことから、本件処分は、取り消されるべき違法又は不当なものであったとまでは言えないものと判断する。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和6年5月29日）
- 2 第1回審議（令和7年9月16日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和7年11月7日）
答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(2) 次官通知

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

イ 仕送り、贈与等による収入

(ア) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適當としないもののほかは、すべて認定すること。

(ウ) (ア)又は(イ)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

(3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生

省社会局長通知。以下「局長通知」という。)

第7 最低生活費の認定

4 住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

イ 月の中途中で保護開始、変更、停止又は廃止となつた場合であつて、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

(4) 昭和38年課長通知

第7 最低生活費の認定

問19 最低生活費の認定にあたり、日割計算を行わなければならないときは、各月の実日数によるべきか。

答 30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行うことが適当である場合には、実日数によること。

(5) 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

.....

(6) 別冊問答集

問7-13 最低生活費の日割計算

(問) 月の途中での保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定は、すべて日割計算しなければならないか。

(答) 実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。実施要領の特別の定めとしては次のようなものがある。

(1)-(4) (略)

(5) 住宅扶助費（日割計算による家賃、間代の額を超えて家賃、間代を必要とするとき）

問13-5 法第63条に基づく返還額の決定

(問) 災害等による補償金を受領した場合、年金を遡及して受給した場合等における法第63条に基づく返還額の決定に当たって、その一部又は全部の返還を免除することは考えられるか。

(答)

(1) 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど

最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。……

問13－6 費用返還と資力の発生時点

(問) 次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。

(1)～(5) (略)

(6) 離婚訴訟等に伴い慰謝料等を受領した場合

(答)

(1)～(5) (略)

(6) 離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、法第63条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要がある。

したがって、保護開始時において調停、審判、訴訟等が継続中の場合は、慰謝料請求権が確定した時点から資力が発生することとなるため、その時点以降収入認定をすれば足りることになる。……

(7) A市においては、A市福祉事務所設置条例（平成〇年A市条例第〇号）第〇条の規定により設置された福祉事務所において、保護の決定、実施等の事務を行うこととされている（A市事務組織規則（昭和〇年A市規則第〇号）第〇条）。

(8) 保護の実施等の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

(9) 次官通知、局長通知及び昭和38年課長通知は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされている。

(10) 法第63条に基づく返還額決定処分を行うに当たっては、処分庁は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）、次官通知、局長通知及び昭和38年課長通知を行政手続法（平成5年法律第88号）第12条の処分基準であると位置付け、公にしている（処分庁の令和5年5月22日付け回答書3(2)(4)）。

(11) また、厚生労働省からは、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）が示されており、これを基にした生活保護担当職員用の手引書として、別冊問答集が出されている。

(12) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 事実認定

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 令和元年12月23日、審査請求人は、処分庁において、単身世帯として保護の受給を開始した。

イ 令和2年11月9日、審査請求人と審査請求人の前夫との間で審査請求人の前夫が審査請求人に対し、別居期間中の婚姻費用として、令和2年11月から当事者双方が同居又は離婚する日の属する月までの間、月額○万円及び令和元年10月から令和2年10月分までの婚姻費用の未払分としてp円を支払うことなどを内容とする調停条項（以下「本件調停条項」という。）に合意し、本件調停が成立した。

ウ 令和4年2月2日、審査請求人は、本件調停条項の1及び2に基づき、審査請求人の前夫から支払われ、又は審査請求人の前夫の勤務先から取り立てた婚姻費用分担金の預り金から弁護士報酬等を精算した後の残金であるa円を弁護士から受け取った（本件入金）。

エ 令和4年2月3日、審査請求人は処分庁に出向き、本件入金について申告するとともに、審査請求人の上記弁護士に対する領収書及び同弁護士が作成した審査請求人に係る預り金明細票（以下、単に「預り金明細票」という。）並びに終結決定書（日本司法支援センター（法テラス）の決定書を指す。以下同じ。）を提出し、処分庁はこれを受領した（審査会注：終結決定書により審査請求人の法テラスへの立替金等の償還状況を確認することができる。）。

オ 令和4年2月16日、処分庁は、本件調停が成立した令和2年11月9日を資力発生日として、本件入金を資力として認定し、法第63条の規定に基づく返還額をa円とする本件処分を行うことを決定し、本件処分通知により審査請求人に通知した。

カ 審査請求人は、令和4年3月18日付で本件審査請求を行った。

（2）判断

ア 基本的事項

法第63条は、「要保護者に利用しうる資産等の資力があるにかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条（審査会注：法第4条を指す。）第3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものである」（最高裁判所昭和42年（オ）第1245号同46年6月29日第三小法廷判決）と解されている。

本件処分は、審査請求人の前夫から支払われ、又は審査請求人の前夫の勤務先から取り立てた婚姻費用分担金の預り金から弁護士報酬等を精算した後の残金（a円）を弁護士から受け取ったことにより、審査請求人がその資力を現実に活用することができる状態になったとして、処分庁が、法第63条に基づき返還すべき額を決定したものである。

イ 本件入金について

(ア) 資力の発生時点について

別冊問答集問13－6の答(6)によると、「離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、法第63条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要がある。したがって、保護開始時において調停、審判、訴訟等が継続中の場合は、慰謝料請求権が確定した時点から資力が発生することとなるため、その時点以降収入認定をすれば足りることになる。」とされている。

本件入金は、審査請求人の前夫から審査請求人に対して、婚姻費用として支払われたものであるところ、処分庁は、審査請求人が本件入金を資力として保有を開始した時期について、別冊問答集問13－6の答(6)を根拠として、婚姻費用の請求権が客観的に確実性を有するのは調停成立日であることから、婚姻費用の資力発生日を調停成立日(審査会注:令和2年11月9日)と認めたものとしている。

審査請求人と審査請求人の前夫との間の婚姻費用の分担については、令和2年11月9日に成立した本件調停により、審査請求人の審査請求人の前夫に対する婚姻費用の請求権が客観的に確実性を有するに至ったと認められる。

したがって、本件入金について、審査請求人が資力として保有を開始した時点、すなわち資力が発生した時点を、本件調停が成立した令和2年11月9日とした処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

(イ) 本件入金の資力の認定について

本件処分に係る保護決定調書5(法第63条返還額の決定)によると、処分庁は、「収入金額」及び「資力認定額」をいずれもa円としている。

この金額(a円)は、預り金明細票の「合計」欄の最下段の金額、すなわち、当該明細票の「入金」欄記載の婚姻費用の合計額b円から「出金」欄記載の法テラス償還金、印紙税及び弁護士報酬の合計額c円を控除した金額であると認められる。また、このことからすると、処分庁は、法テラス償還金、印紙税及び弁護士報酬の合計額c円の全額を婚姻費用の合計額b円を得るために必要な経費と認定していることが認められる。

この「収入を得るために必要な経費」についてはそれに相当する額を「収入」として認定することとされていることから(次官通知第8の3(2)イ(ウ))、上記婚姻費用を得るために必要な経費に相当する額は審査請求人の「収入」に当たると解される。そうすると、処分庁が、収入金額を資力認定額と同額(a円)としたことは誤りであり、収入金額は、処分庁が認定した必要経費c円を控除する前のb円が正しい。

また、次の事項からすると、処分庁が必要経費と認めた、法テラス償還金、印紙税及び弁護士報酬の合計額 c 円には、婚姻費用を得るために経費以外の経費、具体的には離婚等請求による損害賠償金(解決金)を得るために経費(印紙代 d 円及び弁護士報酬 e 円)が含まれていると認めざるを得ない。

- a 預り金明細票の「出金」欄に計上されている印紙代 d 円及び弁護士報酬 e 円は、いずれも本件審査請求に係る令和 3 年 11 月 30 日付け婚費分担請求(調停)の終結決定書ではなく、別の手続である同日付け離婚等請求(本訴)に係る終結決定書の「■被援助者直接支払金」欄に記載されている報酬金 e 円及び印紙代 d 円と同額である。
- b そして、当該離婚等請求(本訴)に係る終結決定書の「■その他決定事項」欄には、「申立の手数料(印紙代) d 円を被援助者負担とし、上記報酬金(e 円)とあわせて受任者は預り金より受領する。」こととされている。
- c 一方、預り金明細票の令和 3 年 12 月 10 日付けの欄には、印紙代 d 円、弁護士報酬 e 円のそれぞれについて、R2.11.30付法テラス決定書に基づき振替を行った旨が記載されているところ、この内容は前記 b の内容と整合している。なお、「R2.11.30付」との日付は単純ミスであり、正しくは「R3.11.30付」であると推認される。

よって、婚姻費用を得るために必要経費は、処分庁が認定した c 円は妥当ではなく、 f 円(c 円 - 印紙代 d 円 - 弁護士報酬 e 円)であったと認められる。

以上のことから、審査請求人が保有を開始した資力として認定される額は、処分庁が認定した a 円は妥当ではなく、 g 円(b 円 - f 円)であったと認められる。

ウ 保護に要した費用について

- (ア) 本件処分においては、令和 2 年 11 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までの期間が「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」であるとして、令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までの医療扶助を除く「保護に要した費用」が h 円であるとされている。

処分庁は、令和 2 年 11 月 1 日を始期としている理由について「支弁額が本件入金額で明らかに足ることから、本件処分における決定金額に影響がないものと判断し、支弁額計算を省略して取り扱ったものである」と主張している。

- (イ) しかし、当該主張は、独自の見解というほかなく、本件処分における資力発生日は、前記イ(ア)のとおり、本件調停が成立した令和 2 年 11 月 9 日であることから、「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」及び「保護に要した費用」の返還対象期間の始期は、いずれも令和 2 年 11 月 1 日ではなく、令和 2 年 11 月 9 日が正しい。

- (ウ) また、このことからすると、令和 2 年 11 月分として審査請求人に支給する生

活扶助費及び住宅扶助費については日割計算すべきかどうかが問題となるが、保護費の「返還金額内訳」（以下、単に「返還金額内訳」という。）によると日割計算はされていない。この理由についても、処分庁は、前記ウ(ア)のとおり主張しているが、令和2年11月1日から同月8日までの生活扶助費相当額や住宅扶助費相当額は、令和2年11月9日以降の期間に係る保護に要した費用に該当しないことは明らかであり、また、令和2年11月分の生活扶助や住宅扶助について、日割計算せず全額を返還対象とするべき根拠も認められないとからすると、処分庁が本件処分に当たり、令和2年11月分の生活扶助及び住宅扶助について、日割計算せず、11月分全額を「保護に要した費用」としたことは、妥当と認めるることはできない。

生活扶助及び住宅扶助について、日割計算した後の令和2年11月9日から同月30日までの保護に要した費用は、昭和38年課長通知（問19及び答）の内容を踏まえて、返還金額内訳に記載されている令和2年11月分の金額を基に計算すると、生活扶助費 i 円 (j 円 × 22日 ÷ 30日)、住宅扶助費 k 円 (l 円 × 22日 ÷ 30日) の計 u 円となる。

(イ) また、令和2年11月分から令和3年5月分までの各月の「保護に要した費用」

は、返還金額内訳に記載されている金額と処分庁作成の保護費算定書に記載されている金額は一致しており、かつ、当該金額について、ケース記録票上、矛盾する記載も見当たらないことから、返還金額内訳に記載されている金額のとおりであると認められる。

(オ) 以上のことから、本件処分通知について、令和2年11月1日から令和4年2月28日までの期間が「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」であるとして、令和2年11月1日から令和3年5月31日までの医療扶助を除く「保護に要した費用」が h 円と記載されているのは妥当ではなく、「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」は令和2年11月9日から令和4年2月28日までの期間であり、令和2年11月9日から令和3年5月31日までの医療扶助を除く「保護に要した費用」は m 円 (h 円 - (j 円 - i 円) - (l 円 - k 円)) であったことが認められる。

なお、この「保護に要した費用」 m 円は、前記イ(イ)の資力認定額 g 円を下回る金額であるが、「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」の終期が令和4年2月28日であることからすると、医療扶助を除いたとしても、当該終期を迎えるまでの間に「保護に要した費用」が資力認定額 g 円を上回ることは明らかな事案であったと認められる。

エ 本件処分における返還額の決定について

前記ウ(エ)のとおり、令和2年11月9日から令和3年5月31日までの医療扶助を除く「保護に要した費用」は、 m 円であり、また、前記イ(イ)のとおり、資力認定

額は、 g 円であるから、医療扶助を除く「保護に要した費用」の終期を令和3年5月31日とする本件処分における返還決定額は、処分庁が決定した a 円は妥当ではなく、 m 円であったと認められる。

なお、前記ウ(エ)のとおり、本件は、医療扶助を除いたとしても、当該終期を迎えるまでの間に「保護に要した費用」が資力認定額 g 円を上回ることは明らかであり、処分庁が返還決定額を g 円とすることができる事案であったと認められる。

オ 審査請求人の主張について

(ア) 本件処分が法第63条に該当するかについて

審査請求人は、本件処分は法第63条に当てはまらず違法又は不当であると主張する。

しかしながら、審査請求人において資力があるにもかかわらず保護を受けた期間が存することは前記説示のとおりであるから、同人の主張は採用することができない。

(イ) 婚姻費用及び慰謝料と返還額の月額の差について

審査請求人は、婚姻費用が月額 q 円であったのに対して、月額 r 円から s 円の返還を求められており、また、慰謝料についても返還額のほうが高いことから、本件処分は違法である旨主張する。

しかしながら、行政庁は保護費の受給者の「収入」の月額と保護費の月額とを比較して保護費の返還の可否について判断しなければならないわけではない。

そうすると、審査請求人の主張は独自の見解に基づくものであって採用することができない。

(ウ) 処分庁主張の婚姻費用の額やその余の額について

審査請求人は婚姻費用について令和元年から月額 o 円であったとして、処分庁が主張する金額は事実と相違するとし、また、その余の処分庁が主張する金額についても事実と相違する旨主張する。

しかしながら、本件調停では令和元年10月から令和2年4月までの婚姻費用は月額 t 円とされており、この点に係る処分庁の主張に誤りはない。また、その余の誤りについては審査請求人は具体的にどの金額のことを指すのか何ら主張していないところ、審査会が前記で説示した以外に処分庁による金額の誤りは認められない。

したがって、前記説示の処分庁の金額誤りを除く限りにおいて審査請求人の主張は採用することができない。

カ 以上のとおり、処分庁は、本件処分に係る資力認定に当たり、婚姻費用を得るために必要経費について、離婚等請求による損害賠償金(解決金)を得るために必要経費 n 円(印紙代 d 円及び弁護士報酬 e 円)を計上して過大に認定した結果、本件処分における返還額を誤ったものと認められる。すなわち、返還額は前記説示

のとおり g 円であるところ、処分庁は返還額を a 円として本来の額より n 円低く決定している。

もっとも、処分庁は「婚姻費用分担金の預り金から「報酬金 e 円、印紙代 d 円」が弁護士により差し引かれて審査請求人に支払われている」との理由で、 n 円（印紙代 d 円及び弁護士報酬 e 円）を離婚等請求による損害賠償金（解決金）を得るための必要経費としていない。そうすると、審査請求人は、本来であれば n 円について離婚等請求による損害賠償金（解決金）を得るための必要経費として同額の返還を免れたところ、 n 円が必要経費とされなかつたために同額を返還することとなつたことが認められる。

以上を総合すると、婚姻費用に係る過少の返還額と離婚等請求による損害賠償金（解決金）に係る過大の返還額が相殺されることになるため、審査請求人の返還額に過不足は生じない。したがつて、本件処分は取り消されるべき違法又は不当な点が存するとはいえない。

3 結論

以上のとおり、審査請求人の前記主張はいずれも理由がない。

本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よつて第 1 のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第 2 部会

委 員（部会長）	田 中 聰 子
委 員	井 上 嘉 仁
委 員	保 志 明 子

※ 行政不服審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第 81 条第 3 項で準用する法第 79 条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。